

防府市上下水道局発注工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱
及び防府市上下水道局物品調達等に係る指名停止等措置要綱別表
に規定する負傷程度による処分要領

平成 28 年 3 月 1 日制定

1 目的

防府市上下水道局発注工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 23 年 7 月 1 日制定）別表第 1 の第 5 号から第 8 号及び防府市上下水道局物品調達等に係る指名停止等措置要綱（平成 23 年 4 月 1 日制定）別表第 4 号に規定する指名停止等の措置が、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ（平成 6 年 4 月 20 日採択）に基準がないものについて、その処分の基準を定める。

2 対象

安全管理の措置が不適切であったことにより生じた公衆損害事故、工事関係者事故及び契約関係者事故で、上下水道局の調査結果等で当該事故について請負人の責任が明白となった事故を対象とする。

3 処分基準

処分基準は原則として別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

なお、「防府市上下水道局発注工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱別表第 1 の第 5 号から第 8 号に関する負傷者の負傷程度による処分基準（平成 23 年 7 月 1 日施行）」は廃止する。

別表

労働基準監督署及び検察庁の対応	負傷程度	処分基準
1 当該事件が検察官に送致されたが、公訴を提起されなかったとき	通院又は入院	文書注意
2 当該事件が検察官に送致されていないが、労働基準監督署の是正勧告があったとき	通院又は入院	文書注意
3 当該事件が検察官に送致されず、労働基準監督署の是正勧告もないとき	公衆損害事故	文書注意
	工事関係者及び契約関係者の入院	文書注意
	工事関係者及び契約関係者の通院	口頭注意